

令和3年度 第3回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

令和4年2月14日(月) 午後6時00分～

2 開催場所

市役所7階教育委員室(各委員はZoomを使用してオンラインで参加)

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、志摩一美委員、高橋教委員
(教育委員会職員)

鈴木忠吉教育長、醍醐恵二教育総務部部長、高柳幸志教育総務部次長、
大和利光学務課課長、長野栄一指導課課長、佐瀬久代教育研究センター所長
(事務局)

村上陽子主幹、鈴木俊之副主査、新井裕子主任主事

4 傍聴者

まん延防止等重点措置期間中のため、傍聴手続に記載のとおり傍聴者の受付はしなかった。

5 議題

- (1) 第2回いじめ対策調査委員会会議録案について
- (2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について

6 議事の概要

- (1) 第2回いじめ対策調査委員会会議録案について
第2回いじめ対策調査委員会会議録案について、事務局から説明した。
- (2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について
浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について、事務局から説明した。
- (3) 諸連絡

7 会議経過

議題(1) 第2回いじめ対策調査委員会会議録案について、事務局から説明した。

【委員】 会議録案について、何かあるか。

【委員】 内容の趣旨については変わらないが、個人を特定できてしまう表記になっている箇所があるため一部修正してもらいたい。

【委員】 その他についてはいかがか。

【委員】 ないようですので、今の箇所以外について、第2回いじめ対策調査委員会会議録案を確定します。

議題(2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について、事務局から説明した。

【委員】 今の説明についていかがか。

【委員】 いじめメール相談については「教えて」という内容が入ってきてとても良いと感じた。この「いじめを教えて」というのは通報するという意味を含むものか、それともいじめを目撃して、どうしたらよいか相談するという意味なのか。

【課長】 いじめ教えてメールというのは2つの意味がある。委員の言うとおおり、いじめを見つけて、そのことを相談してもらいたいという意味と、自分がいじめで困っているという人も相談できるという意味である。

- 【委員】 通報のみというのは、ないのか。
- 【課長】 もちろん通報だけでも可能である。
- 【委員】 今の委員の意見に付け加えたい。これは無記名で書いても構わないものか。虐待の場合、以前は記名式だったが今は無記名で連絡できるようになっている。無記名の方が安心して連絡できる場所があるので、いじめを見たということについて、無記名でも可能か伺いたい。
- 【課長】 無記名でも構わないし、自分の学校や名前を記載しても構わない。
- 【委員】 強制はされないということか。
- 【課長】 どちらでも可能である。
- 【委員】 今までの相談は、窓口相談が少なかったということだと思うがその理由は何か。
- 【課長】 教育委員会が窓口だと、知らない人いきなり相談するというのは抵抗があると感じている。いじめの相談窓口としては、家族や学校の先生、友達が挙げられると思うが、そこで相談しにくい場合はこちらに相談できるようになっている。
- 【委員】 子ども達が実際に相談するときに、相談の流れについてイメージできているかが今後の課題だと思う。子どもたちにとって、いじめを見つけて相談するというのは今回が初めてのことになるので、どういった流れになるかわかるものがあつた方がよいと思う。
- 【委員】 今の委員の意見については、こうするといじめを解決することができるという解決事例を示すことにより、このメール相談がより有効に活用されるという理解でよいか。
- 【委員】 そうである。いじめについて学校では道徳の授業などで「いじめはいけない」と教えていると思うが、いじめをどのように解決していったか、どのように報告すればよいか、報告する人がどんな悩みを持っていたかといった事例を扱うということも大事ではないか。
- 【課長】 貴重なご意見ありがとうございます。市教委でも具体的にどんなことができるか検討していきたいと思う。
- 【委員】 現在の市のいじめメール相談で相談しようとしたら、「匿名による相談は返信しかねます」という表示が出てくる。匿名では相談できないという受け取り方をするのはではないか。メールは匿名でも受け付けるが返信はしないといった状況である。これだと子どもからの相談の吸い上げが課題になる。件数が少ないというのはここに要因があるのではないか。とはいえ、無記名にすると、信頼度や信憑性といった点で課題もある。責任をもって発言するということを学校で教育するなど工夫する必要がある。先ほどの委員の意見を聞いて、自分が子どもだったらどこにも相談する場所がなくて、ここにすがりたいと思っても、ネットだと顔が見えないので、その意見がどのように処理されるかといった見通しがないと相談ができないと思う。たとえばこのメールフォームに入れると教育委員会が相談に応じるのか、学校の先生が相談に乗るのか、医師が相談に乗るのかなど、メールを送った後のプロセスを示してほしい。どういうプロセスがあるかわからず、単にここにメールすれば何とかかなるといったものだと子どもも不安になるのではないか。
- 【委員】 私も同じことを心配している。

- 【課長】貴重なご意見ありがとうございます。子どもたちが相談しやすいような形を考えていきたいと思います。
- 【委員】いじめられている子というのは、自分が悪いからいじめられていると思っている子がほとんどである。たとえば自分の性格がよくないとか頭がよくないといった自己否定で現状を捉えているので、私は今いじめられていますと素直に相談する心情にならないと思う。いじめられていることを相談すること自体が、自分はダメな人間であると公表するということになってしまう。だから「いじめ」という言葉を使うよりも「困ったこと相談」などの方がよいのではないかと。いじめを明らかにしないネーミングの方がよいと思う。
- 【教育長】皆さんから今時いじめの相談メールはしづらいのではとご意見をいただいたところだが、実際に相談件数もなかなか伸びてこなかったこともあり、何か手立てはないかと考えていたところであった。SNS相談については国も県も実施しているので改めて市でやるのもどうかと考えている。先ほど委員が言われたように、いじめられている子というのは自分がいじめられているとは認めたくないものだと思う。第三者から「あの子がいじめられている」というのなら、まだ言うことができる。昔でいうチクリであるが、この声を拾いたかった。「僕は助けることができるが、あの子がいじめられている」と言える場を開拓しようとするこのネーミングにした。自分は助けられないけど、〇〇ちゃんはいじめられているという声を拾いたくて、「いじめ教えてメール」と名付けた。今2人の委員から、いじめの報告自体も今の状況だとしづらいという意見を伺ったので、今後はどのようにPRしていくかについても検討していきたい。ありがとうございました。
- 【委員】先ほど通報という言葉にこだわったのは、いじめを見たとメールしてくる子は相談ではなく、伝えたいということだと思う。「いじめ教えて（通報）」と「いじめ相談」という2つの意味が子どもたちにしっかり伝わる必要があると思う。それから通報することは、先生に告げ口をすることだということのように、子どもたちの中で「してはいけないこと」という感触が強いと思う。そこでみんなでいじめ解決方法を話し合い、通報すること、誰かに伝えるということもいじめ解決の方法の一つだと共有されることが大事。傍観者がいじめを止める役割に大きく関わることができると思わせてほしい。
- 【委員】これらの意見を踏まえて次回までに内容を検討していただきたい。
- 【委員】資料1ページの令和4年度の重点の中に「いじめ防止につながる内容を取り扱う」とあるが、いじめにつながる内容といじめ防止につながる内容の両方から見ていく必要があると思う。いじめにつながる内容というのは、ものの見方の問題で、気づかずに相手を傷つけたり、おとしめたりするような言葉遣いなどである。いじめといじめ防止の両面から見ていくことが大切である。
- 【課長】道徳の授業では、いじめにつながる内容もいじめ防止につながる内容もどちらも扱っているので、表現を直したいと思う。
- 【委員】メール相談については、年間の相談件数が非常に少なく、メールという手段自体が今の子どもたちに合っていないのではといったところもあったが、そういったところも含めて本日たくさんの意見が出されたのでより良い制度になるようご検討いただきたい。

事務局から連絡事項を伝え、閉会。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 鈴木俊之
電話 047-351-1111 (内線) 19216